

第91期 定時株主総会 招集ご通知

平成25年4月1日～平成26年3月31日

日時

平成26年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

東京都練馬区高松五丁目8番20号
J.CITY ホテルカデンツァ光が丘
2階アゼリア

※昨年と会場が変更になっておりますのでご注意ください。

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、平成26年6月25日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

Contents

■ 第91期定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

■ 事業報告 ……	5
■ 連結計算書類 ……	29
■ 計算書類 ……	32
■ 監査報告書 ……	35
■ 株主総会参考書類 ……	38
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件
第3号議案	当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定に関する件

株式会社タムラ製作所

証券コード：6768

(証券コード：6768)
平成26年6月9日

株 主 各 位

東京都練馬区東大泉一丁目19番43号

株式会社タムラ製作所

代表取締役社長 田 村 直 樹

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成26年6月25日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時より）

2. 場 所 東京都練馬区高松五丁目8番20号 J.CITY
ホテルカデンツァ光が丘 2階アゼリア

（昨年までの会場と異なりますのでご注意ください。詳細は後記の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第91期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第91期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定に関する件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき平成26年6月25日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、平成26年6月25日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに行使してください。

(3) 複数回議決権を行使された場合

当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. 招集にあたっての決定事項

(1) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 「連結計算書類」および「計算書類」の掲載について

本書に掲載しております「連結計算書類」および「計算書類」の「注記表」につきましても、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス<http://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/index.html>）に掲載しておりますので、本書には記載しておりません。したがって、本書に掲載しております連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/index.html>）に掲載させていただきます。

《インターネットによる議決権行使のご案内》

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承頂きますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用頂くことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお操作方法の詳細についてはお持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成26年6月25日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

①画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。

②次のアプリケーションをインストールしていること。

a. ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

b. PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配付されています。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は下記にお問い合わせください。

《三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル》

【電話】0120 (652) 031 (受付時間:午前9時～午後9時)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

《三井住友信託銀行 証券代行事務センター》

【電話】0120(782)031 (受付時間:午前9時～午後5時 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）における世界経済は、緩やかな回復傾向で推移すると共に、日本経済も株価回復や円高是正により概ね持ち直してきております。また、当社グループに関わるエレクトロニクス市場では、スマートフォンやタブレットＰＣ関連、電装化の進む自動車関連、太陽光発電などのエネルギー関連などが堅調に推移いたしました。一方で、国内外の設備投資関連は厳しい状況が長く継続しておりますが、年明けからは産業機械関連に回復の兆しが見え始めております。

このような状況のもと、当社グループの電子部品関連事業では、回復基調にある国内外のニーズを取り込んでエアコンや家庭用電動工具関連、エネルギー関連が堅調に推移いたしました。電子化学事業では、車載関連の需要を着実に取り込むと共に、スマートフォンやタブレットＰＣ関連が順調に推移いたしました。また、情報機器関連事業・実装装置事業など設備投資に関わる分野は、年度末に向けて市場回復の兆しが見え始めました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の状況といたしまして、売上高は811億7千6百万円（前期比17.8%増）、営業利益は24億9百万円（同328.7%増）となりました。更に、営業外項目における為替相場の変動に伴う為替差益の計上などにより、経常利益は28億9千1百万円（同514.9%増）と増加、当期純利益は17億9千7百万円（前期は7億6千7百万円の当期純損失）と黒字転換いたしました。

② 事業別概況

売上高はセグメント間の内部売上高を含めており、セグメント利益はセグメント間取引消去および本社部門負担の未来開発研究費用控除前の営業利益と調整を行っております。

<電子部品関連事業>

前連結会計年度は欧州債務問題に起因する世界経済の減速や日中関係の悪化に伴う市場縮小に苦戦いたしました。当連結会計年度はエアコンや家庭用電動工具などの家電・住宅関連、エネルギー関連など、好調な市場のニーズを取り込み、堅調に推移いたしました。同時に、社内においては収益性の改善を第一の目標に掲げ、生産効率の改善や高付加価値品の拡大、業務・設計の標準化やグローバル最適配置を進めました。また、円安傾向は海外生産し日本へ取り入れる製品については減益要因になりますが、その影響を最小限に抑えるように営業面及び生産面から企業努力を進めると共に、2013年3月に実施した人員削減を伴う構造改革による効果も反映されて、前連結会計年度比では大幅に収益が改善しました。

その結果、売上高は556億7千2百万円（前期比20.5%増）、セグメント利益は5億1千6百万円（前期は6億9千2百万円のセグメント損失）と黒字転換を果たしました。

<電子化学実装関連事業>

電子化学事業では、グローバルな生産台数の増加や電装化の進展で拡大する車載関連の需要を着実に取り込むと共に、スマートフォンやタブレットPC関連が堅調に推移いたしました。当事業ではスマートフォン・タブレットPC市場、車載市場、ソーラーパネルなどのエネルギー市場の3つの伸長市場をターゲットに、市場ニーズに応える高付加価値品の開発を進め、積極的に新製品を市場投入いたしました。一方、実装装置事業では、設備投資需要は低水準が継続しておりますが、年度末に向けて車載関連・電子部品関連などの顧客を中心に引き合いが増加し回復基調に向かっております。こうした状況に対して、顧客ニーズに応える製品開発、顧客訪問や保守サービス活動の強化、生産・開発体制の効率化などに、取り組んでまいりました。

その結果、売上高は227億3百万円（前期比12.9%増）、セグメント利益は26億7千2百万円（同30.1%増）となりました。

<情報機器関連事業>

放送機器関連市場では、積極的な設備投資案件が少ない状況が継続しておりますが、こうした状況に対し、当社グループ最高峰の音声処理の高速化と音質向上を両立させたデジタル音声卓“NT880”、及びこれと同じ音声処理システムを採用し、よりコンパクトなサーフェイスを実現した新製品“NT660”を市場投入し、国内外で拡販活動を進めております。また、新機能を搭載したデジタルワイヤレスマイクやワイヤレスインターカムの拡販を進めております。昨年秋口より受注に回復の兆しが見え始め、本年度末にはこうした新製品の売上が業績に寄与するようになりましたが、わずかに通期黒字化には至りませんでした。

その結果、売上高は29億4千万円（前期比11.0%増）、セグメント損失は3千2百万円（前期は6千5百万円のセグメント損失）と、損失額は縮小するも前連結会計年度に引き続き厳しい結果となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、37億7百万円であります。

その主なものは、当社児玉第二工場建設を中心とした生産設備の増強や更新であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、設備投資資金として15億円を長期借入金により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

① 売上重視から利益重視への意識改革

市場は緩やかな回復傾向に向かっているものの、世界的な景況悪化や、グローバル競争激化により低下した当社グループの利益水準は、現在も十分に回復しておりません。こうした状況に対し、当社グループは2013年度よりスタートした中期経営計画において収益性の向上を第一の目標に掲げ、売上重視から利益重視への意識転換を進めております。むやみに売上を追うのではなく、役目を終えた業務・製品を見極め、整理統合し、新たな成長の種に集中してまいります。

② ナンバーワン商品・オンリーワン商品の強化

グローバル競争に勝ち、収益性の向上を図っていくために、ナンバーワン商品（グローバルに展開し、業界シェア1位をめざす事業）・オンリーワン商品（当社の独自性と強みを十分に発揮し、顧客価値の視点に立った優位性のある事業）の強化が必須と認識し、取り組みを進めてまいります。

③ グローバル労務費・経費の最適配分

グローバル市場をターゲットに、これまでの日本中心の経営構造のままで、収益性を確保していくのは難しくなってきております。労務費負担の大きい日本は新製品開発などの高付加価値業務に集中し、海外では現地設計や現地調達など現地完結型の取り組みを強化していくことで、グローバル視点で労務費・経費の最適配分を図り、収益確保に努めてまいります。

④ 新規・戦略事業の投資回収

電子部品関連事業では2008年にL E D事業へ参入、2009年にエコカー向け車載部品へ参入、そして2010年には英国の超大型トランス・リアクタの製造販売会社をグループ傘下に収め、市場ニーズに応える新領域へ事業拡大を進めました。また電子化学事業では、スマートフォンや車載向けなどの高機能性材料の開発を積極的に進め、その高まる需要に対応するために埼玉県児玉郡に新工場を建設し2014年より本稼働を始めました。しかし、こうした過去の投資案件や開発案件の中には、当初期待した水準に未だ至っていないものがあり、早期の投資回収を進めてまいります。

⑤ 適正な「つなぎ利益」の確保

不安定な原材料価格や為替の変動、海外の給与水準の上昇、グローバル競争の激化や客先からのコストダウン要求など、様々な要因で製品コストは目まぐるしく変化しております。最終客先への販売価格と、工場における費用や各種中間費用をつないで、品目別に連結で算出した利益を当社では「つなぎ利益」と呼んでおりますが、この「つなぎ利益」を適正に確保していくことが課題となっております。「つなぎ利益」は当社グループで、これまで導入を進めてまいりましたE R P（統合業務パッケージ）システムで連結売上高の90%以上を確認することができます。この「つなぎ利益」を日々監視し、早期対策アクションを実施することにより、厳しい経営環境下でも適正な利益水準を確保するように努めてまいります。

⑥ ナショナルスタッフの活躍推進

海外で現地設計や現地調達などの現地完結型の取り組みを強化し、真のグローバル体制を実現するために、海外関係会社のナショナルスタッフの活躍を推進します。現地における優秀人材の確保と育成を課題として、人事制度のグローバル展開や、ナショナルスタッフの育成・教育に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (当連結会計年度)
売 上 高	73,289百万円	77,240百万円	68,913百万円	81,176百万円
経 常 利 益	353百万円	917百万円	470百万円	2,891百万円
当期純利益又は当期純損失 (△)	125百万円	186百万円	△ 767百万円	1,797百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	1円81銭	2円39銭	△ 9円35銭	21円92銭
総 資 産	68,402百万円	67,004百万円	66,658百万円	74,767百万円
純 資 産	28,437百万円	27,773百万円	28,135百万円	31,895百万円
1株当たり純資産額	364円78銭	337円58銭	341円91銭	386円77銭

[平成22年度]

我が国経済は、上半期は景気全般として回復基調にあったものの、下半期にはその景気の回復が減速傾向となり、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により先行きの不透明感がより高まる状況にもなりましたが、中国をはじめアジアでは回復テンポは緩やかになるも依然、好調を維持し、米国や欧州におきましても、総じて緩やかながら景気の回復が続きました。このような経済情勢の中、当社グループにおきましては、好調なアジア地域などを中心にデジタル機器関連や家電・住宅関連および産業機械・エネルギー関連等の注力分野においては堅調に推移し、更に、構造改革やV A活動および生産性向上へ向けた取り組みなどの結果、売上、利益とも増収、増益となり、当期純利益は黒字転換を果たすことができました。

売上高は732億8千9百万円（前期比15.3%増）、経常利益は3億5千3百万円（前期は3億3百万円の経常損失）となりました。

[平成23年度]

上半期は東日本大震災後の復興需要等により生産や消費は緩やかに回復に向かいましたが、下半期にはギリシャ債務問題に端を発した世界的な景気減速が進行し、またタイの大規模洪水、投機的な相場による素材価格の変動、歴史的な円高は多くの企業の活動に影響を及ぼしました。当社グループにおいては、LEDやエコカー関連製品などは比較的堅調に推移したものの、下半期以降は海外需要の縮小に伴い、家電や産業機械関連の顧客向けの売上が減少いたしました。また、タイの大規模洪水は自動車関連の顧客を中心に多大な影響を与えました。こうした状況に対して、新製品投入・新市場開拓などの取り組みを進めて売上の確保を図りましたが、収益源となる産業機械関連の伸び悩みが利益面の悪化につながりました。

売上高は772億4千万円（前期比5.4%増）、経常利益は9億1千7百万円（同159.7%増）となりました。

〔平成24年度〕

世界経済の減速が継続し、また下半期には尖閣諸島問題に端を発した日中関係の悪化もあり、当社グループを取り巻くエレクトロニクス市場は総じて弱含みで推移いたしました。当社グループにおきましては、産業機械、家電住宅関連製品などが伸び悩み、売上・利益ともに減少いたしました。こうした厳しい経営環境は継続するという認識のもと、期末に電子部品関連事業を中心に、人員削減を伴うグローバルなコスト構造の見直しによる収益強化対策を実施いたしました。この構造改革に伴う特別損失の計上等により、当期純損失を計上いたしました。

売上高は689億1千3百万円（前期比10.8%減）、経常利益は4億7千万円（同48.8%減）となりました。

〔当連結会計年度〕

前記（1）「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

（6）重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社および関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 光 波	3,331百万円	100.0%	電 子 部 品 の 製 造 販 売
タムラシンガポール株式会社	12,251千US\$	100.0%	アセアン地域統括、電子化学材料・実装装置の販売
タムラ電子（マレーシア）株式会社	14,250千M\$	100.0%	電 子 部 品 の 製 造 販 売
田 村 香 港 有 限 公 司	66,942千US\$	100.0%	中国地域統括、電子部品・電子化学材料の販売
田村（中国）企業管理有限公司	31,228千RMB	100.0%	電 子 部 品 の 販 売
田村電子（深圳）有限公司	136,693千RMB	100.0%	電 子 部 品 の 製 造 販 売
田村電子（惠州）有限公司	74,530千RMB	100.0%	電 子 部 品 の 製 造 販 売
上海祥楽田村電化工業有限公司	64,735千RMB	100.0%	電子化学材料の製造販売
田村化研（東莞）有限公司	122,351千RMB	100.0%	電子化学材料の製造販売
タムラ・ヨーロッパ・リミテッド	14,715千EUR	100.0%	電 子 部 品 の 製 造 販 売

（注）タムラ電子（マレーシア）株式会社、田村（中国）企業管理有限公司、田村電子（深圳）有限公司、田村電子（惠州）有限公司および田村化研（東莞）有限公司の出資比率につきましては、間接所有割合であります。

重要な関連会社の状況

特筆すべき事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

部 門 別	主 要 品 目
電 子 部 品 関 連 事 業	・各種トランス、インダクタ、リアクタ、電流センサ、チョークコイル ・ACアダプタ、バッテリーチャージャ、カスタム電源 ・圧電セラミックス製品 ・温度ヒューズ ・LEDボタン、LED照明、チップLED
電子化学実装関連事業	・ソルダーペースト、ポストフラックス、導電性接合材 ・ソルダーレジスト、プリフラックス、白色反射材、黒色吸収材 ・リフローはんだ付装置、ウエーブはんだ付装置
情報機器関連事業	・放送用音声調整卓、放送用音声編集機器、その他音声関連機器 ・ワイヤレスインターカム、ワイヤレスマイクロホン ・通信ネットワーク機器 ・各種OEM製品

(8) 企業集団の主要拠点等

株 式 会 社 タ ム ラ 製 作 所	本 社	東京都練馬区
	営 業 所	東京、埼玉、名古屋、大阪
	工 場	坂戸、入間、児玉、狭山
株 式 会 社 光 波 (子会社)	本 社	東京都練馬区
	営 業 所	名古屋、大阪
	工 場	浜松
タムラシンガポール株式会社 (子会社)	本 社	シンガポール
タムラ電子 (マレーシア) 株式会社 (子会社)	本社・工場	マレーシア
田 村 香 港 有 限 公 司 (子会社)	本 社	香港
田 村 (中 国) 企 業 管 理 有 限 公 司 (子会社)	本 社	中国
田 村 電 子 (深 圳) 有 限 公 司 (子会社)	本社・工場	中国
田 村 電 子 (恵 州) 有 限 公 司 (子会社)	本社・工場	中国
上海祥楽田村電化工業有限公司 (子会社)	本社・工場	中国
田 村 化 研 (東 莞) 有 限 公 司 (子会社)	本社・工場	中国
タムラ・ヨーロッパ・リミテッド (子会社)	本 社	イギリス

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,131名	642名減

(注) 減少人数には、構造改革の実施による希望退職者213名（平成25年3月31日退職）が含まれております。

(10) 主要な借入先

企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	6,181
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,457
株式会社みずほ銀行	5,187
株式会社りそな銀行	2,791
三井住友信託銀行株式会社	2,238

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

252,000,000株

(注) 「当社の発行可能株式総数は252,000,000株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

(2) 発行済株式の総数

82,013,280株

(自己株式数 758,193株を除く。)

(3) 株主数

11,165名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
タ ム ラ 協 力 企 業 持 株 会	3,471	4.23
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,200	3.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,940	3.58
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,799	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,791	3.40
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	2,685	3.27
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,911	2.33
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,536	1.87
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,412	1.72
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,366	1.66

(注) 持株比率は、自己株式758,193株を除いて算出しております。

(5) 自己株式の取得、処分および保有

① 取得株式

- ・単元未満株式の買取による取得

普通株式	23,538株
取得価額の総額	6,232,668円

② 処分株式

- ・単元未満株式の買増請求による減少

普通株式	917株
処分価額の総額	255,942円

- ・ストックオプションの権利行使による減少

普通株式	7,000株
処分価額の総額	2,008,000円

③ 当期末における保有株式

普通株式	758,193株
------	----------

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議の日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日	平成20年6月27日	平成21年6月26日
名称	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有者数	4名	4名	5名	5名	5名
新株予約権の数	12個	11個	14個	21個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 12,000株	普通株式 11,000株	普通株式 14,000株	普通株式 21,000株	普通株式 50,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円	1円	1円	1円
新株予約権の行使期間	取締役および執行 役員の退任日の翌 日から5年間	自 平成18年7月1日 至 平成48年6月30日	自 平成19年7月1日 至 平成49年6月30日	自 平成20年7月1日 至 平成50年6月30日	自 平成21年7月1日 至 平成51年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	発行価格 1円 資本組入額 1円	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)
新株予約権行使の条件	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)

発行決議の日	平成22年6月29日	平成23年6月29日	平成24年6月28日	平成25年6月27日
名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
保有者数	6名	6名	6名	6名
新株予約権の数	33個	39個	43個	52個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 33,000株	普通株式 39,000株	普通株式 43,000株	普通株式 52,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円	1円	1円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成52年6月30日	自 平成23年7月1日 至 平成53年6月30日	自 平成24年7月1日 至 平成54年6月30日	自 平成25年7月1日 至 平成55年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)
新株予約権行使の条件	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)

(注1)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注2)

新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。
- ② ①にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める範囲内に限り、新株予約権を行使できる。
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社取締役会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。
 - (イ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。
- ③ この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社執行役員に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議の日	平成25年6月27日
名称	第10回新株予約権
交付者数	6名
新株予約権の数	26個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 26,000株 (新株予約権1個当たり1,000株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成55年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。 ② ①にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める範囲内に限り、新株予約権を行使できる。 (ア) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社取締役会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。 (イ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。 ③ この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
田 村 直 樹	代表取締役社長 本社部門統括／CSR推進本部長	株式会社光波取締役
李 国 華	取締役常務執行役員 電子化学実装関連事業統括／電子 化学事業本部長／営業本部長	上海祥楽田村電化工業有限公司董事長 田村化研（東莞）有限公司董事長
浅 田 昌 弘	取締役常務執行役員 電子部品関連事業統括／電子部品 事業本部長	株式会社光波取締役 田村（中国）企業管理有限公司董事 田村電子（深圳）有限公司董事 田村電子（惠州）有限公司董事 タムラ・ヨーロッパ・リミテッド取締役
蓑 宮 武 夫	取締役	有限会社みのさんファーム代表取締役社長 ほうとくエネルギー株式会社代表取締役社長 株式会社TNPパートナーズ取締役会長 セサミテクノロジー株式会社取締役 株式会社メムス・コア取締役 株式会社シバソク社外取締役
中 島 康 裕	取締役上席執行役員 LED事業担当	株式会社光波代表取締役社長
南 條 紀 彦	取締役上席執行役員 電子部品事業コンポーネンツ・車 載・欧米担当／電子部品事業本部 副本部長	田村（中国）企業管理有限公司董事 タムラ・ヨーロッパ・リミテッド取締役社長
齋 藤 彰 一	取締役上席執行役員 アセアン事業統括	タムラシンガポール株式会社代表取締役社長 タムラ電子（マレーシア）株式会社代表取締役 社長
久 保 肇	常勤監査役	株式会社光波監査役 田村（中国）企業管理有限公司監査役 田村電子（深圳）有限公司監査役 田村電子（惠州）有限公司監査役 上海祥楽田村電化工業有限公司監査役 田村化研（東莞）有限公司監査役

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
佐 藤 正 典	監査役	
守 屋 宏 一	監査役	株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社 外監査役

- (注) 1. 平成26年4月1日付けをもって浅田昌弘氏は田村（中国）企業管理有限公司董事を退任し田村香港有限公司董事に就任しております。
2. 取締役のうち蓑宮武夫氏は社外取締役であります。
同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役のうち佐藤正典、守屋宏一の両氏は、社外監査役であります。
佐藤正典氏は税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
守屋宏一氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 平成25年6月27日付けをもって飯田博幸氏は取締役常務執行役員を退任し理事に就任しております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。上記以外の執行役員の地位および担当は以下のとおりであります。

氏 名	地位および担当
橋 口 裕 作	上席執行役員 電子部品事業本部副本部長（電子部品事業ユニット・中国担当）
清 田 達 也	上席執行役員 電子化学事業本部副本部長 兼開発本部長 兼事業支援本部長
舞 木 孝一郎	執行役員 ブロードコム事業部長
徳 光 昭	執行役員 FAシステム事業部長
末 田 直 一	執行役員 人事総務本部長
柴 田 誠 治	執行役員 電子化学事業本部生産本部長

- (注) 平成26年4月1日付けをもって橋口裕作氏は電子部品事業本部副本部長（電子部品事業ユニット・中国担当）を退任し、経営管理本部副本部長に就任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	8名	154百万円
監査役	3名	28百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第84期定時株主総会において年額200百万円以内（確定金銭報酬として年額180百万円以内、取締役（社外取締役を除く。）に割り当てるストックオプションとしての新株予約権を付与する報酬の経済価値の対価として20百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第83期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額のうち社外取締役1名、社外監査役2名の報酬額の合計は18百万円であります。
5. 支給額には、以下のものが含まれております。
- イ. 当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額
 - 取締役 7名 50百万円
 - 監査役 3名 10百万円
 - ロ. スtockオプションによる報酬額
 - 取締役 6名 5百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

氏 名	蓼 宮 武 夫
他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況	有限会社みのさんファーム代表取締役社長、ほうとくエネルギー株式会社代表取締役社長、株式会社TNPパートナーズ取締役会長、セサミテクノロジー株式会社取締役、株式会社メムス・コア取締役
他の法人等の社外役員等の兼任状況	株式会社シバソク社外取締役
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし
臨時・定時取締役会を含めた全取締役会への出席率	100%
当事業年度における主な活動状況	電機業界における長年にわたる豊富な経験と見地から発言を行っております。
責任限定契約の内容の概要	会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(注) 蓼宮武夫氏は有限会社みのさんファーム代表取締役社長、ほうとくエネルギー株式会社代表取締役社長、株式会社TNPパートナーズ取締役会長、セサミテクノロジー株式会社取締役、株式会社メムス・コア取締役、株式会社シバソク社外取締役を兼任しておりますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 社外監査役

氏 名	佐 藤 正 典	守 屋 宏 一
他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況	該当なし	該当なし
他の法人等の社外役員等の兼任状況	該当なし	株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし
臨時・定時取締役会を含めた全取締役会への出席率	100%	100%
監査役会への出席率	100%	100%
当事業年度における主な活動状況	主に税理士としての財務および経理、税務の専門的な見地から発言を行っております。	主に弁護士としての法務の専門的な見地から発言を行っております。
責任限定契約の内容の概要	会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。	

(注) 守屋宏一氏は株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役を兼任しておりますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるタムラ・ヨーロッパ・リミテッド等は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法または公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任または不信任を付議議案とすることが妥当かどうかを検討する方針であります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条の規定に則り、平成18年5月12日開催の取締役会において下記の通り基本方針を定め、その後も定期的に見直しを行っております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「情報管理規程」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存および管理しております。保存媒体に依りて秘密保持に万全を期し、適時に閲覧等のアクセスが可能な検索性の高いシステムを確立しております。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理のために、「リスク管理規程」を制定し、当社に損失の危険を及ぼす諸事情が速やかに経営陣に伝達される体制として「アラームエスカレーションルール」の仕組みを構築し、タムラグループ全社員に周知徹底しております。

経営陣は当該諸事情に対して即対応しており、且つ全社的な経営危機が発生したときは代表取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置し、会社が被る損害を最小限に止めております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を月1回定時に、必要に応じて随時に開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、法令で定められた決議事項のほか、経営に関する重要事項を決定または修正し、且つ重要事項について担当取締役より状況報告を受けております。併せて、取締役会において個々の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。

また、代表取締役社長を含む経営会議を定期的に開催し、経営方針および経営戦略に関わる重要事項について、執行役員または各部門責任者から報告を受け、詳細な状況確認を行うとともに、経営の意思決定と業務執行の乖離を防止しております。

② 「執行役員制度」を採用し、経営の意思決定を速め、取締役の職務執行の効率化に資する体制にしております。

③ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、定期的に、必要に応じて臨時に、監査役を同行して徹底した監査を行い、終了後、代表取締役社長および取締役会に対して、監査結果および改善すべき事項を記した監査報告書を提出しております。

(4) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① タムラグループの行動指針「ミッション／ビジョン／ガイドライン」に則り定めた「倫理法令遵守規程」に基づき、タムラグループのすべての使用人に法令等の社会規範、タムラグループにおいて定めた定款および規程類、並びに企業倫理を遵守させるべく体制を整備しております。

また、当該規程のもとに定めた「コンプライアンス組織規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織して、コンプライアンス体制を確立、浸透および強化し、且つ内部統制

システムの構築、維持および向上を推進しております。

更に、代表取締役社長は当社にコンプライアンス統括室を設置し、タムラグループの使用人の適法性を確保するために適時に対応できる体制の維持および強化を図っております。「倫理法令遵守規程」に定めた遵守事項に係る違反等の通報窓口としてコンプライアンス統括室に社内通報窓口を設け、加えて秘匿性の高い第三者機関による社外通報窓口も併設しております。

- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、コンプライアンス監査、情報システム監査、内部統制監査および特命監査を行っております。
- ③ 取締役は、使用人による「倫理法令遵守規程」に定めた遵守事項に係る違反等に関する重要な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス統括室に報告しており、併せて遅滞なく取締役会ならびに監査役会に報告しております。
- ④ 監査役は、当社のコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、コンプライアンス統括室に改善策の策定を求めることができるようになっております。

(5) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① タムラグループにおける業務の適正を確保するため、タムラグループ全てに適用する行動指針としての「ミッション／ビジョン／ガイドライン」を定め、更にガイドラインの内容を具体的に「タムラグループ行動規範」として示し、周知させております。
- ② タムラグループにおける業務の適正を確保するためには、タムラグループの行動指針「ミッション／ビジョン」を取引先にご理解頂くことが不可欠との考えのもと、この内容を具体的に「タムラグループ調達ガイドライン」としてまとめお示ししております。
- ③ グループ各社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある取締役が定期的または適時に取締役会に上程し、承認を受け、あるいは報告して意見交換を行っております。
- ④ 当社の取締役が、必要に応じてグループ会社の取締役を兼務することにより、タムラグループの業務の適正な遂行を確保できるようにするとともに、グループ会社において、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社のコンプライアンス統括室、取締役会および監査役会に対して、遅滞なく報告することになっております。
- ⑤ グループ会社は、当社からの経営管理および指導等の内容にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちに当社のコンプライアンス統括室、取締役会および監査役会に報告することになっております。
- ⑥ 当社内部監査室は、監査役と協力して、定期的にグループ会社の監査を実施しております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役補助者を任命しなければなりません。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとするともに、監査役補助者の評価は監査役会が独自に行うことになっております。
- ② 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務してはならないことになっております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期について、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき、取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する体制を整備しております。

また、監査役会は、定期的に代表取締役社長と会合を持ち、監査役会の意見が経営に反映され、効果が得られるよう、忌憚のない意見交換を行っております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

タムラグループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもってはならないことになっております。

タムラグループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした対応をとるべく、「タムラグループ行動規範」に具体的かつ明確にその旨を宣明し、グループ全体で周知徹底を図っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、企業価値、ひいては、株主の皆様の利益を確保し、または向上させる取り組みの一環として、大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を決議し、平成18年6月29日開催の定時株主総会に議案を上程し、承認可決されております。

大規模買付行為（特定株式保有者等(注1)の当社株券等(注2)の買付行為）に対する対応方針の概要は次のとおりであります。

(1) 基本的な当社の考え方

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、特定株式保有者等による当社株式の買付けに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、特定株式保有者等による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

当社は、グループとして、国内外に子会社、関連会社を合わせ40社強を有し、日本、アジア、米州および欧州の4つの地域に跨り、電子部品、電子化学実装、情報機器、その他各分野における商品の販売および製造を主な内容とした多岐に渡る事業展開を行っております。従いまして、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客、従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。

特定株式保有者等による当社株式の買付けが行われる場合に、株主の皆様に、短期間に、以上のような当社およびタムラグループの特性を踏まえた上での十分な情報を確保していただくこと、そして、それに基づき十分な分析を加えた上で特定株式保有者等による当社株式の買付けの妥当性をご判断いただくことが容易でない場合も想定しうると考えております。今後、当社の同意なく特定株式保有者等による当社株式を対象とする公開買付や当社株式の買集め等が行われた場合に、①特定株式保有者等の目的等が株主の皆様の利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の買付けが株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主の皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か等を検討するために必要な情報と時間を合理的に確保することは、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止するために重要であると考えております。

(2) 大規模買付ルールの内容

当社が導入している大規模買付ルールとは、①事前に特定株式保有者等が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、特定株式保有者等には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報はすべて特別委員会に提出されます。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告・助言等を最大限尊重しつつ、本必要情報のうち、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる情報については、適切と判断する時点で開示しま

す。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、特定株式保有者等が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、特定株式保有者等との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

特定株式保有者等が現れた場合、当社取締役会は、特別委員会が行う勧告等を最大限尊重した上で、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることになります。

(3) 大規模買付行為が為された場合の対応方針

① 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合（買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果、企業価値を著しく損なうものなど）には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、特別委員会の勧告を尊重するものとします。

② 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

(4) 株主・投資家に与える影響等

① 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報、ならびに、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見および代替案等の提示を受ける機会を保証しています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となります。

② 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した特定株式保有者等を除きます。）が格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令に従って適時適切な開示を行います。

(5) 大規模買付ルールの有効期限および修正・廃止について

上記対応方針の導入は、平成18年6月29日の株主総会での承認をもって開始し、平成19年6月30日が有効期限となります。但し、有効期限の満了前であっても、①当社の株主総会において上記対応方針を修正または廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により上記対応方針を修正または廃止する旨の決議が行われた場合には、修正または廃止されるものとします。有効期限までに上記対応方針の修正または廃止がなされない場合は、有効期限は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。従って、上記対応方針については、株主の皆様のご意向に従ってこれを修正または廃止させることが可能です。

なお、本対応方針導入後の情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層向上させるための取り組みとして、その内容について更なる検討を進め、本総会において株主の皆様への承認をいただけることを条件に、一部を改定し継続する予定であります（招集通知の参考書類をご参照願います）。

(注1) 「特定株式保有者等」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または保有者かつ公開買付者である者であって、①当該保有者が保有する当社の株券および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、②当該公開買付者が保有し若しくは保有することとなった当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかわる株券保有割合の合計、または、③当該保有者かつ公開買付者であるものが保有し若しくは保有することとなった当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券保有割合の合計のいずれかが、当社発行済株式総数の20%を超える者または超えると当社取締役会が認める者をいいます。

(注2) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）および1株当たり純資産額については、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	49,986	流 動 負 債	24,736
現 金 及 び 預 金	12,245	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	12,286
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	21,644	短 期 借 入 金	5,527
有 価 証 券	100	1年内返済予定の長期借入金	1,976
商 品 及 び 製 品	5,158	リ ー ス 債 務	364
仕 掛 品	1,853	賞 与 引 当 金	961
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,312	役 員 賞 与 引 当 金	67
繰 延 税 金 資 産	471	そ の 他	3,551
そ の 他	2,313	固 定 負 債	18,136
貸 倒 引 当 金	△113	長 期 借 入 金	14,552
固 定 資 産	24,781	リ ー ス 債 務	562
有 形 固 定 資 産	19,782	債 務 保 証 損 失 引 当 金	17
建 物 及 び 構 築 物	7,118	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,578
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,679	そ の 他	424
工 具、器 具 及 び 備 品	1,386	負 債 合 計	42,872
土 地	6,714	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	422	株 主 資 本	31,798
建 設 仮 勘 定	460	資 本 金	11,829
無 形 固 定 資 産	1,470	資 本 剰 余 金	17,172
の れ ん	640	利 益 剰 余 金	3,077
リ ー ス 資 産	332	自 己 株 式	△281
そ の 他	497	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△78
投 資 そ の 他 の 資 産	3,528	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	129
投 資 有 価 証 券	2,202	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△8
繰 延 税 金 資 産	563	為 替 換 算 調 整 勘 定	939
そ の 他	930	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,138
貸 倒 引 当 金	△169	新 株 予 約 権	99
		少 数 株 主 持 分	75
		純 資 産 合 計	31,895
資 産 合 計	74,767	負 債 純 資 産 合 計	74,767

連結損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	81,176
販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	60,134
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	21,041
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	18,632
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	2,409
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	1,004
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	49
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	62
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	667
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	223
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	521
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	367
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	15
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	72
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	67
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	2,891
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	282
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	49
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	232
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	432
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	27
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	27
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	16
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	149
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	111
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	17
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	81
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	1
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	2,740
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	864
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	67
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	1,808
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	10
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	1,797

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	11,829	17,172	1,471	△278	30,195
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△246		△246
当 期 純 利 益			1,797		1,797
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分			△0	2	2
連結範囲の変動			55		55
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,606	△3	1,603
平成26年3月31日残高	11,829	17,172	3,077	△281	31,798

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予約権	少数株主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
平成25年4月1日残高	△9	△0	△2,138	—	△2,148	88	—	28,135
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△246
当 期 純 利 益								1,797
自己株式の取得								△6
自己株式の処分								2
連結範囲の変動								55
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	138	△7	3,078	△1,138	2,070	10	75	2,156
連結会計年度中の変動額合計	138	△7	3,078	△1,138	2,070	10	75	3,759
平成26年3月31日残高	129	△8	939	△1,138	△78	99	75	31,895

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	25,335	流動負債	12,278
現金及び預金	3,928	支払手形	1,914
受取手形	516	買掛金	3,289
売掛金	11,966	短期借入金	2,225
有価証券	100	1年内返済予定の長期借入金	1,976
商品及び製品	1,769	リース債務	347
仕掛品	639	未払金	60
原材料及び貯蔵品	1,051	未払費用	670
繰延税金資産	300	未払法人税等	109
短期貸付金	3,708	預り金	378
未収入金	1,139	賞与引当金	774
その他の金	289	役員賞与引当金	60
貸倒引当金	△74	その他の金	473
固定資産	35,688	固定負債	16,485
有形固定資産	10,788	長期借入金	14,552
建物	3,852	リース債務	522
構築物	85	退職給付引当金	1,093
機械装置	850	預り保証金	188
車両運搬具	8	債務保証損失引当金	17
工具、器具及び備品	657	その他の金	110
土地	4,929	負債合計	28,763
リース資産	367	純資産の部	
建設仮勘定	37	株主資本	32,042
無形固定資産	543	資本	11,829
借地権	142	資本剰余金	17,172
ソフトウェア	39	資本準備金	17,172
リース資産	332	利益剰余金	3,321
その他の金	28	その他の利益剰余金	3,321
投資その他の資産	24,357	繰越利益剰余金	3,321
投資有価証券	1,346	自己株	△281
関係会社株式	20,494	評価・換算差額等	119
長期貸付金	1,628	その他有価証券評価差額金	127
繰延税金資産	334	繰延ヘッジ損益	△8
その他の金	711	新株予約権	99
貸倒引当金	△157	純資産合計	32,261
資産合計	61,024	負債純資産合計	61,024

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額
売上	売上	上	原	高	38,530
売	上	原	利	価	26,908
販	費	総	一	益	11,622
営	業	び	般	費	10,826
		業	利	益	795
	受	取	収	益	1,110
	受	取	利	息	96
	為	替	配	金	544
	そ	の	差	益	359
営	業	外	費	他	110
	支	払	利	用	340
	そ	の		息	304
	経	常	利	他	35
特	別	利	益	益	1,565
	固	定	資	産	233
	投	資	有	価	40
特	別	損	失	益	193
	固	定	資	産	311
	リ	一	ス	解	15
	貸	倒	引	当	16
	関	係	会	社	111
	債	務	保	証	149
	そ	の	損	失	17
税	引	前	当	期	1
法	人	税	民	税	1,487
法	人	税	等	調	212
当	期	純	利	益	9
					1,265

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
			その他利益剰余金		
		資本準備金	繰越利益剰余金		
平成25年4月1日残高	11,829	17,172	2,302	△278	31,026
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△246		△246
当期純利益			1,265		1,265
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分			△0	2	2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					—
事業年度中の変動額合計	—	—	1,019	△3	1,015
平成26年3月31日残高	11,829	17,172	3,321	△281	32,042

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成25年4月1日残高	△4	△0	△5	88	31,110
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△246
当期純利益					1,265
自己株式の取得					△6
自己株式の処分					2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	132	△7	124	10	135
事業年度中の変動額合計	132	△7	124	10	1,151
平成26年3月31日残高	127	△8	119	99	32,261

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

株式会社タムラ製作所
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 賢一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯畑 史朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	入江 秀雄 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムラ製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

株式会社タムラ製作所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 賢一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯畑 史朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	入江 秀雄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、総合監査本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月22日

株式会社タムラ製作所 監査役会

常勤監査役 久 保 肇 ㊟

社外監査役 佐 藤 正 典 ㊟

社外監査役 守 屋 宏 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主重視の見地から安定した配当を継続して行うことを基本方針としており、期末配当金につきましては今後の業績動向、財政状態等を総合的に勘案し、1株につき3円といたしたいと存じます。なお、中間配当金3円と合わせた当期の年間配当金は6円となります。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は246,039,840円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、平成17年6月に役員制度改革として執行役員制度を導入し、取締役に対する報酬制度を大幅に見直し、従前の役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、取締役（社外取締役を除く、以下同様）及び執行役員に対する報酬制度を株価上昇メリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇及び企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とし、次のとおりとするものであります。

当社の取締役及び執行役員に対し、退任日の翌日から権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションとして、下記「新株予約権の発行要領」に記載のとおり、新株予約権を無償で発行するものであります。

また、今後も取締役及び執行役員に対し、在任中の各年度における当社株主総会での承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てていくことを予定しております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く）	6名	34個
-----------------	----	-----

当社執行役員	6名	18個
--------	----	-----

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式52,000株を上限とする。

各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。なお、新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案のうえ合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の総数

52個

(4) 新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成26年7月1日から平成56年6月30日までの間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 取締役及び執行役員は、退任日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は以下の（ア）、（イ）に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - （ア） 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。
 - （イ） 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。

- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 当社は、いつでも、当社が保有する未行使の新株予約権を、無償にて取得することができるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められている行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従っ

て決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社ではない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

前記(9)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

平成26年7月1日

(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

3. 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定に関する件

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、企業価値、ひいては、株主の皆様の利益を確保し、又は向上させる取り組みの一環として、当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下「現対応方針」といいます。）を決議し、平成18年6月29日開催の定時株主総会に議案を上程し、株主の皆様のご承認をいただきました。

当社では現対応方針導入後においても、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる議論の進展を踏まえ、その更新の是非及び内容変更の要否について引き続き検討してまいりました。

かかる検討の結果、現在進めております中期計画の進捗状況やコーポレート・ガバナンス体制の取り組みに鑑み、現対応方針を見直して引き続き運用することが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するとの結論にいたり、平成26年5月9日開催の取締役会において、本定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を前提として、現対応方針を一部改定した上で更新することを決議いたしました。（以下、一部改定した新しい方針を「本対応方針」といいます。）。

つきましては、かかる対応方針の更新について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本更新に伴う主な変更点は次のとおりです。

① 取締役会評価期間延長の明記

取締役会評価期間について、特別委員会が評価期間の延長を認める勧告等を行った場合に限り、延長できる旨明記し、取締役会評価期間を延長できる場合があること及び特別委員会の延長を認める勧告等がなければ延長できないこと等を明確にしました。

② 対抗措置発動の停止等の明記

対抗措置を必要かつ相当な範囲にとどめるため、取締役会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後においても、一定の場合には対抗措置発動を停止等できる旨を明記しました。

③ 大規模買付ルールの有効期限について

平成18年6月29日の総会の承認以降、有効期限は1年としその後自動的に1年間延長されるものになっていましたが、株主の皆様のご意見を定期的に取り入れるために有効期限は3年とし、総会決議により更新するものとしました。

④ 「特別委員会の概要」の改定

大規模買付けルールの有効期限の改定に伴い、特別委員会の委員の任期を3年といたしました。また、本ルール運用の合理性・公正性を担保する特別委員会の構成員を公表し透明性を確保するため、委員の略歴を公表することとしました。

その他、現対応方針と比較して基本的なスキームの変更はございませんが、株主の皆様により分かりやすくするために内容を一部詳細化し整理・修正を行っております。

1. 基本的な当社の考え方

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、特定株式保有者等（注1）による当社株式の買付けに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、特定株式保有者等による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を特定株式保有者等に委譲させることを目的としたもの、当社の資産を特定株式保有者等の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメーラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたものなど、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものがあります。従いまして、大規模買付行為が行われる場合には、特定株式保有者等から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難であります。

当社は、グループとして、国内外に子会社、関連会社を合わせ、40社強を有し、日本、東南アジア、アセアン、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、電子部品、電子化学実装、情報機器、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐に渡る事業展開を行っております。よって、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステ

ークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのためには当社グループ各社の当社グループにおける位置づけや役割を十分に理解し、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

特定株式保有者等による当社株式の買付けが行われる場合に、株主の皆様は、短期間に、以上のような当社及び当社グループの特性を踏まえた上での十分な情報を確保していただくこと、そして、それに基づき十分な分析を加えた上で特定株式保有者等による当社株式の買付けの妥当性をご判断いただくことが容易でない場合も想定しうると考えております。当社は、現時点において当社株式が特定株式保有者等により買付けの対象とされているとの認識はございませんが、今後、当社の同意なく特定株式保有者等による当社株式を対象とする公開買付や当社株式の買集め等が行われた場合に、①特定株式保有者等の目的等が株主の皆様の利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の買付けが株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主の皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か等を検討するために必要な情報と時間を合理的に確保することは、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止するために重要であると考えております。

そこで、以下の内容の事前情報に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を、本総会において、当社株主の皆様のご意思を確認させていただくために、その承認を得ることを条件として、改定することといたしました。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 経営理念について

日本でラジオ放送が始まる1年前の大正13（1924）年、当社の前身となる「田村ラヂオ商会」が創業しました。ラジオ修理からオリジナルのラジオ作りを手がける中で、「良い音」への追及から、その鍵となるトランスの製作を手がけるようになり、トランスを軸とする電子部品事業の礎を築きました。その後、良いトランスを作るための接合材料の追及からフラックスやはんだ材料、はんだを接合するためのはんだ付装置、更には放送用・通信用トランスの実績から放送用音声機器・通信機器にその業容を広げてまいりました。現在では、電子部品、電子化学実装、情報機器の3つの事業分野で、新たな市場のニーズに応える製品の開発、供給に努めております。

優秀な製品を通して社会に貢献すること。当社が掲げる理念は、1924年の創業から、よりグローバルなフィールドで事業展開している今日まで変わることはありません。その一貫した理念のもと、当社は「オンリーワン・カンパニーの実現」をコーポレートスローガンに掲げ、「ミッション・ビジョン・ガイドライン」より構成される「タムラ・グループミッション・ステートメント」を制定しております。

ミッション

私たちは、タムラグループの成長を支える全ての人々の幸せを育むため、世界のエレクトロニクス市場に高く評価される独自の製品・サービスをスピーディに提供していきます。

ビジョン

1. タムラグループは、世界的視野にたち、エレクトロニクス産業が求める事業を経営基盤とします。
2. タムラグループは、市場本位をつらぬき、世界のお客様が求める技術を事業基盤とします。
3. タムラグループは、公正な視点で社員を評価し、努力によって成果をもたらす人を最も賞賛します。
4. タムラグループは、国際社会の一員として行動し、各国の法規制を遵守し文化・慣習を尊重します。
5. タムラグループは、地球環境の保全に努め、資源の有効化と再資源化を推進します。

ガイドライン

1. 私たちは、パートナーシップを大切にします。
2. 私たちは、革新する勇気を大切にします。
3. 私たちは、多彩な個性を大切にします。
4. 私たちは、社会的な責任を大切にします。

(2) 中期経営計画について

当社は、経営理念に基づき中期経営計画を策定し、企業価値の向上に向けて取り組みを進めております。平成25年度から平成27年度の3ヶ年における中期経営計画は“Biltrite Tamura”と命名しております。前中期経営計画期間では、世界的な景気低迷や、グローバル競争が激化する中、適正な利益水準の確保が課題となりました。これに対し、新中期計画では収益性の向上を目標の第一に掲げ、株主資本の充実を目指します。

“Biltrite”とは、当社創業期の製品に使用された由緒ある商標で“Build up”と“Right”を組み合わせた造語です。厳しい経営環境下でも、会社の正しい姿として、立派な製品を作り、健全な経営体質を作り、最適なグローバル体制を作り、そして、それらにより適正な収益確保を目指します。

- ① 健全な経営体質を作る
 - ・売上重視から利益重視への意識改革
 - ・適正な利益の確保
- ② 最適なグローバル体制を作る
 - ・グローバル労務費・経費の最適配分
 - ・ナショナルスタッフの活躍推進
- ③ 立派な製品を作る
 - ・ナンバーワン商品・オンリーワン商品の強化
 - ・新規・戦略事業の投資回収

(3) コーポレート・ガバナンスについて

当社及びグループ各社は株主重視を経営の基本理念とし、株主の皆様から経営の委託を受けた経営陣の強い使命感、高い企業倫理観に基づくコンプライアンス経営を実現するため、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の皆様の視線に立って企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社では、監督・監査体制の一層の充実強化を図るため、社外取締役 1 名のほか、監査役 3 名（社外監査役 2 名を含む）の体制をとっております。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 本大規模買付ルールの目的及び概要

本大規模買付ルールは、これにより株主の皆様に適切なご判断を頂くために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、特定株式保有者等との交渉の機会を確保し、特定株式保有者等が本ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される場合には、当社が当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることの防止を目的としています。

本大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

- ① 事前に特定株式保有者等が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること
- ② 当社取締役会により当該大規模買付行為の一定の評価を行い、また代替案を提示するために必要な期間が経過した後に大規模買付行為を開始すること
- ③ 当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること
- ④ 当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断について、その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置すること
- ⑤ 特別委員会は、対抗措置の発動の是非について、特別委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告・助言（以下「勧告等」といいます。）を行うこと
- ⑥ 当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しつつ、最終的な決定を行うこと

(2) 特別委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく特定株式保有者等に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行います。大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の合理性・公正性を担保するため、別紙 1「特別委員会の概要」に定める特別委員会を設置いたします。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非等について諮問し、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告等を行うものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告等を最大限尊重したうえで対抗措

置の発動について決定することといたします。特別委員会の勧告内容についてはその概要を適宜情報開示することといたします。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・外部の弁護士・税理士・公認会計士及び学識経験者等の中から選任します。

なお、本対応方針の更新時における特別委員会の各委員の略歴につきましては「別紙2」をご参照ください。

(3) 本必要情報等の提出

特定株式保有者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、特定株式保有者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、特定株式保有者等から当初提供いただくべき情報のリストを当該特定株式保有者等に交付します。

これは、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で当社取締役会に対して提供していただくものです。本必要情報の具体的内容は特定株式保有者等の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 特定株式保有者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含む）の詳細（名称、資本構成等、経歴・沿革、特定株式保有者等の事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付け等の対価の価格・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠等を含みます。）及び取得資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、買付資金調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 買付け後の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーに関する方針
- ⑥ 当社の他の株主との間に利益相反となる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑦ その他当社取締役会または特別委員会が合理的な判断をするために必要とする情報

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると合理的に認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告等を最大限尊重した上で、特定株式保有者等に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報はすべて特別委員会に提出されます。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告等を最大限尊重しつつ、本必要情報のうち、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる情報については、適切と判断する時点で開示します。

(4) 取締役会の評価

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、特定株式保有者等が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、特定株式保有者等との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会が、評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うに至らず、評価期間の延長が必要な場合、特別委員会に対し、評価期間延長が必要な理由、必要な延長期間その他必要な事項を付した上で諮問します。特別委員会が評価期間の延長を認める勧告等を行った場合に限り、原則として30日間を上限として当該評価期間を延長することができるものとします。また、評価期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。評価期間が延長された場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と思われる事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

特定株式保有者等が現れた場合、当社取締役会は、特別委員会が行う勧告等を最大限尊重した上で、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることになります。特別委員会は、当社取締役会に対して勧告等を行うに当たり、①特定株式保有者等の目的等が株主の利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の当該大規模買付行為が株主に当社の株券等（注2）の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主に対し十分な情報の開示が行われているか否か、④当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑤新株予約権発行が企業価値防衛策として相当なものか否か等を判断基準として、当社取締役会とは独立の立場から、特定株式保有者等による支配権取得が当社に対して回復し難い損害をもたらす事情があるか否か、株主の利益を損なう事情があるか否か等につき、第三者的かつ専門的立場から判断を行います。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。特定株式保有者等の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が次に掲げる

対抗措置発動要件のいずれかに該当し、対抗措置をとることが相当と取締役会が認める場合は、当社取締役会の決議により対抗措置をとることがあります。当該大規模買付行為が対抗措置発動要件に該当するか否か、対抗措置をとることが相当と認められるか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、特定株式保有者等の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら当該特定株式保有者等及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、決定することといたします。

- ① 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合
 - ア 当該大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取を要求することにある行為
 - イ 当該大規模買付行為の目的が、主として、不動産、動産、知的財産権・ノウハウ・企業秘密、主要取引先、顧客等を含む当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現することにある行為
 - ウ 当該大規模買付の目的が、主として、当社の資産の全部又は重要な一部を特定株式保有者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある行為
 - エ 当該大規模買付の目的が、主として、当社の所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させる等して、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをすることにある行為
- ② 反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人又はグループによる大規模買付行為
- ③ 最初の買付で全部株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付を行う、いわゆる強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある行為
- ④ 大量買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーの処遇方針等により、当社の株主の皆様はもとより、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊するおそれのある行為
- ⑤ 買付の条件（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性）等が当社の企業価値の本質に鑑み不十分または不適切な買付行為

(2) 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙3の「株主割当により新株予約権を発行する場合の概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、特定株式保有者等に属

さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置として有効に機能させるために行使期間及び行使条件等を設けます。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記（１）または（２）において、当社取締役会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該特定株式保有者等が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。たとえば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、特定株式保有者等が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告等を受けた上で、効力発生日の前日までの間は、当該新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後において行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報、並びに、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見及び代替案等の提示を受ける機会を保証しています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記４において述べたとおり、特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、特定株式保有者等の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した特定株式保有者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わ

る手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の無償割当により行う場合には、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様へ、自動的に新株予約権が無償にて割り当てられます。したがって、当社株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるため、申込みの手続きをしていただく必要はありません。もっとも、当社株主名簿の名義書換が未了である当社株主の皆様に関しましては、当該割当期日までに名義書換を完了していただく必要があります。なお、当社株式は、株式等振替制度のもと管理されておりますので、証券保管振替機構ご利用の株主の皆様に関しましては名義書換の手続きをしていただく必要はありません。

新株予約権の行使により新株を取得するためには、所定の期間中に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令及び当社が上場する東京証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

なお、特別委員会の勧告等を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 大規模買付ルールの有効期限及び修正・廃止について

上記対応方針の導入は、平成26年6月26日の本総会での承認をもって開始し、3年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する当社の定時株主総会終結時までが有効期限となります。但し、有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において上記対応方針を修正・廃止する旨の議案が承認された場合には、修正・廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、有効期限の満了前であっても、上記対応方針に関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、上記対応方針本プランを修正し、又は廃止する場合があります。当社は、上記対応方針が修正・廃止された場合には、その旨を速やかにお知らせします。

7. 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸

環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記「1. 基本的な当社の考え方」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために特定株式保有者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記「4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載されたとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告等を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針を一部変更して導入されるものであり、その導入・継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもおお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役会の構成員につき期差任期制を採用していないため、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

- (注1) 「特定株式保有者等」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者又は保有者かつ公開買付者であるものであって、(i) 当該保有者が保有する当社の株券及び当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(ii) 当該公開買付者が保有し若しくは保有することとなった当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかわる株券保有割合の合計、又は、(iii) 当該保有者かつ公開買付者であるものが保有し若しくは保有することとなった当社の株券等及び当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者並びに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券保有割合の合計のいずれかが、当社発行済株式総数の20%を超える者又は超えると当社取締役会が認める者をいいます。

なお、この(注1)で用いられる次の語句は、以下に定める意味内容を有します。

「株券等保有割合」とは、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じ。)第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。

「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。

「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。

「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が、同時に公開買付者である場合の当該保有者をいいます。

「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

- (注2) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

以 上

特別委員会の概要

1. 特別委員会の設置

当社には、特別委員会を設置する。

2. 特別委員会設置の目的

特別委員会は、特定株式保有者等による当社株式等の大規模買付行為により、当社の企業価値が毀損され、当社株主（ただし、大規模買付ルールに違反する特定株式保有者等を除く。以下同じ。）に不利益が生じることを防止するため、当社経営陣から独立して、当該大規模買付行為が当社の企業価値を損ねるものであるか否かを判断することを目的とする。

3. 特別委員会の員数及び構成

特別委員会は、社外取締役・社外監査役・外部の弁護士・税理士・公認会計士及び学識経験者等の中から3名以上5名以内の範囲で構成される。

4. 委員の選任

特別委員会の委員は、取締役会の決議に基づいて選任する。

取締役会は、委員の選任にあたっては、第2項に定める特別委員会設置の目的に適うよう、企業価値に関する法的・経営的側面における十分な知識を有する者を選定する。

5. 委員の任期

委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、委員が、当社の社外取締役・社外監査役であった場合で、社外取締役・社外監査役を退任したときには、当然に委員として任期も終了するものとする。また、任期満了前に退任した委員の後任として選任された委員の任期は、退任した委員において予定されていた任期満了の時までとする。なお、委員は再任を認める。

6. 招集

取締役会は、特定株式保有者等が現れた場合には、決議により特別委員会を速やかに招集しなければならない。

7. 決議方法

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。但し、疾病等やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

8. 特別委員会の権限

(1) 特別委員会は、特定株式保有者等による当社株式等の大規模買付行為につき、決議により勧告及び助言を行うことができる。なお、当社取締役会は、かかる勧告及び助言を最大限尊重しなければならない。

(2) 特別委員会は、前号に係る判断をするため、当社取締役会及び特定株式保有者等に対して、①特定株式保有者等及びそのグループの詳細、②大規模買付行為の目的、方法及び内容、③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け、④買付後経営方針等、⑤買付け後の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーに関する方針、⑥当社の他の株主との間に利益相反となる場合には、それを回避するための具体的

方策、⑦その他当社特別委員会が合理的な判断をするに必要とする情報の開示・提供を求めることができる。

(3) 特別委員会は、特定株式保有者等による当社株式等の大規模買付行為に関して、当社の費用をもって、弁護士・税理士・公認会計士及び学識経験者等から助言を求めることができるものとする。

9. 特別委員会による検討の指針

特別委員会は、前項の勧告・助言を行うにあたっては、①特定株式保有者等の目的等が株主の利益を損なうものであるか否か、②特定株式保有者等の買付けが株主に当社の株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③特定株式保有者等により株主に対し十分な情報の開示が行われているか否か、④当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑤新株予約権発行が企業価値防衛策として相当なものか否か等を、その判断の指針とする。

以 上

特別委員会の委員の略歴

本対応方針の更新後の特別委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

(50音順)

1. 石川 重明 (いしかわ しげあき)
昭和19年7月21日生まれ
平成14年 8 月 警視總監
平成16年 2 月 日本道路交通情報センター理事長
平成20年 2 月 本間合同法律事務所 (現)
2. 佐藤 正典 (さとう まさのり)
昭和36年6月1日生まれ
平成 4 年 3 月 佐藤正典税理士事務所長 (現)
平成12年 6 月 当社社外監査役就任 (現)
3. 戸田 厚司 (とだ あつじ)
昭和30年1月19日生まれ
昭和55年10月 新光監査法人入社
昭和59年10月 戸田公認会計士事務所長 (現)
4. 蓑宮 武夫 (みのみや たけお)
昭和19年1月18日生まれ
昭和37年 4 月 ソニー(株)入社
平成11年 6 月 ソニー(株)執行役員常務就任
平成13年 6 月 ソニー(株)執行役員上席常務兼ソニーイーエムシーエス(株)副社長就任
平成19年 6 月 当社社外取締役就任 (現)
5. 守屋 宏一 (もりや こういち)
昭和35年9月29日生まれ
平成 元 年 4 月 本間法律事務所入所
平成12年 7 月 守屋法律事務所長 (現)
平成13年 6 月 当社社外監査役就任 (現)

以 上

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権の割当先

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載または記録された株主に対して、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき、新株予約権1個を割当てるとする。

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

(1) 当社普通株式とし、当社取締役会で定める割当期日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）に1を乗じた株式を上限とする。ただし、2.(2)により新株予約権1個あたりの目的となる株式の数が調整される場合には、当該調整後の新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、新株予約権の発行後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合やその他の場合においては、目的となる株式の数を調整するものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

当社取締役会で定める割当期日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）に1を乗じた数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、新株予約権の総数がかかる上限を超えない範囲内で複数回にわたり新株予約権の発行を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）

新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、新株予約権の発行後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合やその他の場合においては、別途行使価額を調整するものとする。

6. 行使期間

新株予約権の発行日から3ヶ月間経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行休業日に該当するときは、その後最初に到来する銀行営業日を最終日とする。

7. 行使の条件及び消却の条件

(1) 特定株式保有者等又はこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除く。）若しくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者は新株予約権の行使はできないものとする。

(2) その他、行使の条件及び消却の条件は、当社取締役会にて別途定めるものとする。

8. 譲渡制限

新株予約権は、当社取締役会の承認がない限り譲渡できないものとする。

以 上

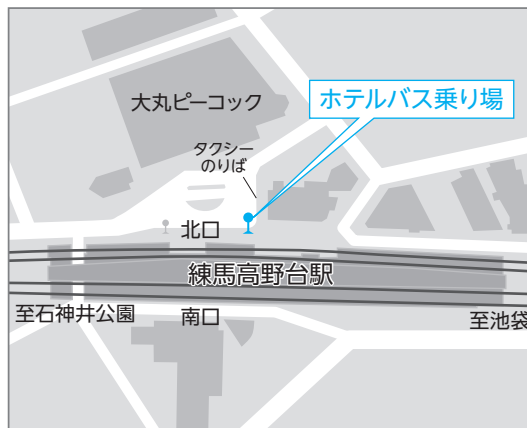
ホテル送迎バス乗り場ご案内図

- 光が丘駅（都営地下鉄大江戸線）
乗り場：地下鉄A5出入口付近
（9：30に臨時便を運行します）



注. 9時台は上記臨時便1本のみとなります。ご注意ください。

- 練馬高野台駅（西武池袋線）
（9：30に臨時便を運行します）



注. 9時台は上記臨時便1本のみとなります。ご注意ください。

- 成増駅（東武東上線・地下鉄有楽町線）
乗り場：地下鉄3番出入口前（ホテルバス 9：03 9：15 9：30 あり）



株主総会会場ご案内図

会場

J.CITY ホテルカデンツァ光が丘

〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-20 TEL.03-5372-4411

交通

■ 都営地下鉄大江戸線 光が丘駅 A5出口より徒歩15分
// 送迎バス 約7分（9：30臨時便のみ）

■ 西武池袋線 練馬高野台駅 北口より送迎バス 約10分（9：30臨時便のみ）

■ 東京メトロ有楽町線 地下鉄成増駅 3番出口より送迎バス 約15分
（ホテルバス 9：03 9：15 9：30）

※ 東武東上線成増駅ご利用の株主様は上記「地下鉄成増駅」からのホテルバスをご利用ください。

